

群馬県市町村職員年金者連盟表彰規程

（目 的）

第 1 条 この規程は、群馬県市町村職員年金者連盟（以下「連盟」という。）役員及び評議員並びに職員（以下「役員等」という。）の表彰に関し、必要な事項を定めるものとする。

（表 彰）

第 2 条 役員等が、次の各号の一に該当することとなったときは表彰する。

- 一 役員等として引続き 5 年を超える期間在職した者にあつては、在職した期間 5 年を単位として、その都度表彰する。
- 二 連盟の事業発展のため特に尽力された者又は支部の中で、正副会長の協議により推薦があつた者又は支部

2 前項第 1 号に規定する在職した期間の計算は、毎年 4 月 1 日を基準として行うものとする。

（表彰の方法）

第 3 条 表彰は会長が表彰状又は感謝状をもって行うものとする。この場合において会長は、記念品を附与することができる。

2 前項の表彰は、毎年評議員会で行うものとする。ただし、大会その他特別の行事が行われるときは、その席上で行うことができるものとする。

（その他）

第 4 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、昭和 4 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 7 年 5 月 2 5 日から施行し、平成 7 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）から適用する。[全文改正]
- 2 適用日に、既に 5 年、1 0 年又は 1 5 年を超える期間在職している役員等に対する改正後の第 2 条第 1 項第 1 号の規定の適用については、当該役員等は、適用日に在職期間が 5 年、1 0 年又は 1 5 年に達した者とみなし表彰する。ただし、改正前の規定に基づき、過去に表彰を受けている者は除く。

附 則

この規程は、令和 4 年 5 月 1 9 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。